

平成24年度
第159回宮城県都市計画審議会

議案書別冊

意見書要旨

○議案 第2266号	
志津川都市計画道路の変更について	1

平成24年9月
宮城県都市計画審議会

意見書要旨及び都市計画決定権者の見解

(3・4・2 五日町御前下線)

番号	住所等	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
1	南三陸町志津川 字助作の住民	<p>(要旨)</p> <p>南三陸町志津川字御前下の、国道398号(五日町御前下線)建設に反対する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設敷地内に、私が借地して営んでいる店舗の駐車場がある。駐車場の有無は運営上死活問題であるため。 ・建設敷地内に私の所有地があり、将来、同地において商売をする予定であるため。 	<p>(見解)</p> <p>五日町御前下線(国道398号)は、県東部沿岸地域の主要幹線道路である。また、被災市街地土地区画整理事業により新たに形成される商業・観光ゾーンと高台の住宅地などを結び、緊急時においては避難路のひとつとして機能するものであり、志津川地区の新しいまちづくりにおいても主要な街路として位置づけられている。</p> <p>本路線沿いの八幡川の津波防御方式は、従来水門方式であったが、今次津波で激しく被災し、操作不能に陥ったことから、津波水門の維持管理や操作の確実性、最大クラスの津波への対応の観点に基づき、堤防方式とすることとした。</p> <p>本道路計画は、この河川計画や土地区画整理事業と整合を図るものであり、また、これまで市街地の渋滞の原因となっていた八幡川との交差形状を見直し、通常時においては商業・観光ゾーンへスムーズに交通流を誘導するとともに、緊急時には高台への安全な避難を可能とする道路法線としている。</p> <p>このことから、本道路計画は志津川地区の円滑で効果的な復興のため、最適な計画と判断している。</p> <p>なお、駐車場の問題等は、事業上配慮すべき事項であるため、事業実施にあたって、事業者は、地権者の要望等を十分に検討すべきと考える。</p>

志津川都市計画道路の変更（南三陸町）

